

中国先秦時代の貂

序言

吉 本 道 雅

中国周辺諸民族に関するまとまった記述としては正史の四夷伝があり、『史記』匈奴列伝・『後漢書』東夷列伝が、それぞれ北アジア・東北アジアの最古の時代を記述の対象とする。従って、戦国以前の北アジア、前漢以前の東北アジアについては、文献的記述は零細かつ断片的で、歴史研究に占める考古学的資料の役割が増大する。もともと戦国以降については、文献的記述もそれなりに増加するため、考古学的資料を適切に整合させるならば、より包括的な全体像を獲得することが可能になるはずである。しかしながら、現状では、文献的記述への不十分な理解が、考古学的資料の解釈を損ない、かえって混乱を増幅していると思われる事例が少なくない。

本稿ではそのような事例の一つとして、先秦時代の「貂」（「貉」）について考えてみることにしよう。比較的近年の「貂」に関わる包括的研究としては、林漢一九九四・一九九九があり、参照に値する論点も少なくないが、その一方で、個々の材料に対する解釈に支持しがたい点も少なくない。私見を披露する所以である。

第一章 西周・春秋期の「貉」

1 貉子卣

「貉」字の初見は、貉子卣（五四〇九・IB二七四）⁽¹⁾「王令士道、婦貉子鹿三、貉子对揚王休、用乍寶罍彝」の「貉子」であり、林滙一九九九は貉の国君の称号とするが、己侯貉子毘（三九七七）⁽²⁾「己侯貉子、分己姜寶、作毘」では「貉子」は「己侯」の諱となっている。貉子卣の「貉子」と同一人物であるとは断定できないが、少なくとも「貉子」をただちに貉の国君とすることができないことは明らかであろう。

2 『詩』大雅／韓奕

ついで「貉」字は『詩』大雅／韓奕の第六章に見える。

奕奕梁山、維禹甸之、有倬其道、韓侯受命、王親命之、纘戎祖考、無廢朕命、夙夜匪解、虔共爾位、朕命不易、榦不庭方、以佐戎辟、

四牡奕奕、孔脩且張、韓侯入覲、以其介圭、入覲于王、王錫韓侯、淑旂綏章、簞茀錯衡、玄衮赤舄、鉤膺鏤錫、鞞鞞淺幘、條革金厄、

韓侯出祖、出宿于屠、顯父餞之、清酒百壺、其殽維何、包鼈鮮魚、其蔌維何、維筍及蒲、其贈維何、乘馬路車、籩豆

有且、侯氏燕胥、

韓侯取妻、汾王之甥、蹶父之子、韓侯迎止、于蹶之里、百兩彭彭、八鸞鏘鏘、不顯其光、諸娣從之、祁祁如雲、韓侯顧之、爛其盈門、

蹶父孔武、靡國不到、為韓姑相攸、莫如韓樂、孔樂韓土、川沢訏訏、魴鱖甫甫、麀鹿嘒嘒、有熊有羆、有貓有虎、慶既令居、韓姑燕譽、

溥彼韓城、燕師所完、以先祖受命、因時百蠻、王錫韓侯、其追其貊、奄受北國、因以其伯、實墉實壑、實畝實藉、獻其貔皮、赤豹黃羆、

『詩序』「韓奕、尹吉甫美宣王也、能錫命諸侯」は、韓奕を周宣王（前八二七〜前七八二）時代の詩篇とする。本篇には尹吉甫は見えないので、『詩序』の説を無批判に認めることはできないが、第四章の「汾王」について、「汾王、厲王也、厲王流于彘、彘在汾水之上、故時人因以号之、猶言莒郊公・黎比公也」と、これを周厲王（前八七八〜前八四二）とする鄭玄の説は首肯しうるものであり、韓奕を宣王期の詩篇とする年代観は有効であろう。⁽³⁾

鄭玄は、「其追其貊」につき、毛伝「追・貊、戎狄国也」を承けて「追・貊之戎狄」とする。また、

梁山於韓國之山最高大、為国之鎮、祈望祀焉、故美大其貌奕奕然、謂之韓奕也、梁山、今左馮翊夏陽西北、韓、姬姓之國也、後為晋所滅、故大夫韓氏以為邑名焉、

と、「梁山」を左馮翊夏陽縣のそれとする。『春秋経』成五に「梁山崩」、『爾雅』積山に「梁山、晋望也」、さらに『書』禹貢「壺口治梁及岐」と見える梁山である。この梁山を望祀しうる位置に韓を比定している。この理解に従うならば、韓奕の「貊」は今日の陝西・山西の境界あたりにあった「百蛮」の一つということになる。もともと、後述の如く、「貊」は前漢以降、夫餘・高句麗・濊貊など東北諸民族の汎称として専ら用いられることになるのであり、それを慮って鄭玄も、「其後

追也、貂也、為獫狁所逼、稍稍東遷」と、この「貂」がのちに東遷したものと解する。このあたりの鄭玄の行論は落ち着きが悪い。

「溥彼韓城、燕師所完」の「燕」については、王符『潜夫論』志氏姓がすでに、「昔周宣王亦有韓侯、其国也近燕、故詩云、普彼韓城、燕師所完」と、国名として解している。鄭玄もこの可能性を想起したはずだが、燕₁北燕が遠きに失するのを嫌ったためか、「溥、大、燕、安也、大矣彼韓國之城、乃古平安時、衆民之所築完」とする。この解釈は明らかに句法的に不自然であり、果たして鄭玄を逐一辨駁した王肅は、「今涿郡方城縣有韓侯城、世謂之寒号城、非也」（『水経注』聖水）と、韓を涿郡方城縣に定め、燕を「北燕」であるとした（『經典釈文』毛詩音義／韓奕₇）。

降つて顧炎武は、さらに『水経注』漯水「漯水又東南、逕良郷縣之北界、歷梁山南、高梁水出焉」に見える涿郡良郷縣の「梁山」を韓奕の「梁山」に比定した（『日知録』卷三／韓城）。顧炎武説は多くの学者に支持されたが、結局のところ、この説の根拠は、何より「燕」を北燕に比定し、「貂」を前漢以降と同じく東北に位置するものとする認識にあった。

これに対し、燕を東郡南燕縣の姑姓の南燕に比定することで、顧炎武説を辨駁したのが兪正燮である（『癸巳類稿』卷二）。とくに、詩篇の韓姑の姑姓に注目しつつ、蹶父を南燕の分族とする議論は明快であり、従うべきものとなろう。

「其追其貂」の「追」については、陳奐が「藏」との音通を主張する（『詩毛氏伝疏』卷二十五）が、『詩』の「追」は動詞であることが一般的である。¹⁰「其×其×」の句法では名詞ばかり並べる事例は必ずしも一般的ではない。¹¹従つて、そもそもこの「貂」にも動詞である可能性がある。¹²この可能性を捨象して「貂」を異族の称谓と解した場合も、それをのちの東北の異族と同一視してその東遷を想定する必要もなく、それを傍証する材料もない。異族の称谓は容易に転移しうるものだからである。¹³

異族の称谓であることが確言できる「貂」の最古の事例は、魯僖公（前六五九～前六二七）時代の作品である『詩』魯頌／闕宮の第六章

泰山巖巖、魯邦所詹、奄有龜蒙、遂荒大東、至于海邦、淮夷來同、莫不率從、魯侯之功、保有鳧繹、遂荒徐宅、至于海邦、淮夷蠻貂、及彼南夷、莫不率從、莫敢不諾、魯侯是若、

に見出される。毛伝「淮夷蠻貂、如夷行也」および孔疏

言淮夷蠻貂如夷行者、以蠻貂之文在淮夷之下、嫌蠻貂亦服、故辨之、以僖公之從齊桓、唯能服淮夷耳、非能服南夷之蠻、東夷之貂、故即淮夷蠻貂謂淮夷如蠻貂之行、

に従うならば、「蠻貂」は「淮夷」を貶すべく附せられた、いわばすでに記号化された語彙ということになるが、『左伝』に記述が見えないことを根拠に「蠻貂」平定の事実がなかったと断定することはできず、また、僖公を讚美すべき詩篇が曲筆した可能性も否定できない。そもそも、すでに「夷」を称する「淮夷」を貶するに「蠻貂」を附するという解釈は迂遠に過ぎよう。韓奕の孔疏が、「是於魯僖之時、貂近魯也」と解するように、「淮夷」「南夷」に挟まれた「蠻」「貂」は同じく魯から見て東方・東南方の異族を指すものと考えてよからう。

ここで指摘しておきたいのは、

武王崩、三監及淮夷叛、周公相成王、將黜殷、作大誥、…成王東伐淮夷、遂踐奄、作成王政、成王既踐奄、將遷其君於蒲姑、周公告召公、作將蒲姑、成王歸自奄、在宗周、誥庶邦、作多方、…成王既黜殷命、滅淮夷、還歸在豊、作周官、…成王既伐東夷、肅慎來賀、王俾榮伯作賄肅慎之命、周公在豊、將没、欲葬成周、公薨、成王葬于畢、告周公、作亳姑、

…魯侯伯禽宅曲阜、徐夷並興、東郊不開、作費誓、

など『書序』に見える「蒲姑」「亳姑」である。これらは実のところ、「亳」と同じ発音を二字で表記したものに他ならない。「蒲姑」は、周公・成王の二次の淮夷遠征に関連して登場する。『書序』に先行する『左伝』にも、「及武王克商、蒲姑・商奄、吾東土也」（昭九）と「蒲姑」「商奄」（『書序』の「奄」）が並列され、これらはそれぞれ、

晏子対曰、古而無死、則古之樂也、君何得焉、昔爽鳩氏始居此地、季荊因之、有逢伯陵因之、蒲姑氏因之、而後大公因之、古者無死、爽鳩氏之樂、非君所願也、（昭二十）

分魯公以大路大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱、殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用即命于周、是使之職事于魯、以昭周公之明德、分之土田倍敦、祝宗卜史、備物典策、官司彝器、因商奄之民、命以伯禽、而封於少皞之虛、（定四）

とあるように、齊・魯の先住民とされている。⁽¹⁴⁾

旅鼎（二七二八）「佳公大保來伐反夷年」に「反夷」が見え、「大保」は大保設（四一四〇・IA九二）・大保方鼎（一七三五・IB四四）などに見える。IAは武王・成王、IBは康王の治世に当たり、⁽¹⁵⁾周公・成王の東征は、こうした史実の記憶を踏まえたものといえる。しかしながら、「淮夷」は共王期の録或卣（五四一九〜五四二〇・IIB二八二）によりやく初見するのであり、『書序』の記述の具体的内容が後代の知見を再構成したものであることがわかる。

『書』の最古の部分と目される五誥の編纂が春秋期に降り、それらが全て魯の開祖である周公旦に関わることで、『論語』が周公を称揚することから、五誥の編纂が魯地の初期儒家によってなされたことと推定されることは吉本二〇〇六aで論じた。周公を軸とする『書序』の記述もその延長に位置付けることが可能であろう。春秋後期以降の魯地において周初の東征が創作された場合、その最も主要な材料となったのが、闕宮に歌われたような春秋前期における僖公の遠征に関わる伝承であっ

たことは想像に難くない。そうした創作の経緯は、『書序』が伯禽に繋げる費誓を僖公の誓とする余永梁一九二七の議論に
つとに推定されている。同様に、「蒲姑」「亳姑」は、閼宮に見える「亳」を素材に創作されたものであろう。要するに、
『書序』における「蒲姑」「亳姑」の記述は、閼宮に見えるような「貉」がかつて魯の近傍にあったとする認識を示すものと
いえよう。

ここで指摘しておきたいことは、『左伝』『書序』が、「貉」に由来する「蒲姑」「亳姑」を周初の異族として記述すること
に窺われるように、これらが編纂された春秋後期以降の段階では、「貉」はすでに魯の近傍からは消滅し、閼宮などに伝承
されるだけの存在となっていたという事実である。これは一つには、僖公二十二年（前六三八）の泓の戦における宋襄公の
敗戦を契機に、淮夷・東夷など東方・東南方の異族との直接的な交渉が絶たれてしまったためであらう。¹⁶

閼宮に関連して今一つ指摘すべきは、『論語』衛靈公「言忠信、行篤敬、雖蛮貊之邦行矣」に見える「蛮貊」の語彙であ
る。これが閼宮「淮夷蛮貊、及彼南夷」に由来することは明らかである。「淮」「南」など特定の地域名を冠する「淮夷」
「南夷」に対し、そうした修飾語をもたないことから、異族の汎称として用いられるようになったものであろう。

第二章 戦国期、東北の「貊」

『左伝』昭九「肅慎・燕・亳、吾北土也」には、燕と並列され、従って東北方面の異族と思われる「亳」が見える。「亳」が「貊」と同音であり、その今一つの表記であることは林澧一九九四がすでに指摘している。

『春秋経』『左伝』に伝えるように、春秋期の山西省北部・河北省北部以北の異族には、山戎・白狄などがあつたが、戦国前期までに、少なくとも中原諸国との交渉が及ぶ範囲においては、これらはすでに華夏に解体・併合されるか、華夏諸国に準ずる国家を形成するかして異族としての実体を喪失していった。⁽¹⁷⁾「戎」「狄」の消滅ののちに新たに知られるようになった東北の異族が、別範疇で認識され、「貊」(「亳」)を称せられるようになったものである。「貊」が用いられたのは、上掲の『論語』衛霊公に見えるように異族の汎称としての「蛮貊」の成語を前提とするものである。「蛮」は『左伝』に先行する『礼記』曲礼下において「其在東夷・北狄・西戎・南蛮、雖大曰子」とあるように、すでに南方の異族を汎称する語彙となつていた。「蛮貊」が異族の汎称であるため、「貊」は「蛮」の対語として北方の異族の汎称として理解され、東北の異族に躊躇なく適用されたものであろう。

東北の異族が中原に知られるようになったのは、燕の東北進出に伴うものであろう。⁽¹⁸⁾『左伝』では、燕は齊生まれに晋との関係において登場する。⁽¹⁹⁾戦国期については、『史記』趙世家／敬侯九年(前三七八)「齊伐燕、趙救燕」にようやく初見するが、やはり齊および晋の後継国家である趙が関与している。燕の中原との関係が強化されるのは、前四世紀の第四四半期以降である。すなわち、前三二五年の趙肅侯の葬儀に際して、燕は諸国とともにこれに会葬し、前三二三年には秦が燕の称王を承認し、前三一八年には魏の犀首が三晋・燕・中山の「五国称王」を実現し、秦・斉との対抗を図っている。⁽²⁰⁾この年、燕

では王噲が子之への禪讓を断行し、前三一六年には内乱が勃発、斉の出兵を招いた。前三一四年に公子職が立ち（燕昭王）、斉は撤兵した。⁽²¹⁾

斉の出兵に関連する材料として陳璋壺（九七〇三・戦国ⅡA二一四）がある。

佳王五年、奠□墮阜再立事歳、孟冬戊辰、大變□孔陳璋、内伐匱亳邦之隻、

齊宣王五年（前三一五）の作器で、「匱（燕）亳」は、「荆蛮」（『左伝』昭二十六）・「秦戎」（『管子』小匡）などと同様に、国号に異族の汎称を附して蔑称としたものである。⁽²²⁾

これよりわずかに降る時期の材料として、『孟子』告子下に、

白圭曰、吾欲二十而取一、何如、孟子曰、子之道、貉道也、万室之国、一人陶、則可乎、曰、不可、器不足用也、曰、夫貉、五穀不生、惟黍生之、無城郭・宮室・宗廟・祭祀之礼、無諸侯幣帛饗飧、無百官有司、故二十取一而足也、今居中国、去人倫、無君子、如之何其可也、陶以寡、且不可以為国、況無君子乎、欲輕之於堯舜之道者、大貉小貉也、欲重之於堯舜之道者、大桀小桀也、

と見える。⁽²³⁾ 孟子は前三一四年の対燕出兵の失敗を契機に斉を致仕したが、告子篇はそれ以後の記録と推定される。⁽²⁴⁾ この「貉」（「貊」）に関する記述は斉の対燕出兵にともない獲得された情報を反映するものであろう。

燕にほど近い「貊」については、『山海経』海内西経に、

東胡在大沢東、夷人在東胡東、貊国在漢水東北、地近于燕、滅之、孟鳥在貊国東北、其鳥文赤・黄・青、東郷、

と、燕に滅ぼされた「貊国」が見える。海外海内経は本来は海外海内経図であり、画像の説明が文章化され、それに基づき現行本が作成されたものと思われる。⁽²⁵⁾ 臆測を逞しくすれば、東胡・夷人・貉国・孟鳥の四面像は海内図の東北隅に置かれ、海内東経図に属したが、文章化の段階で海内北経に数えられ、⁽²⁶⁾ ついで海内西経に錯簡したものであろう。

この「貊国」は燕に滅ぼされたところがあるが、燕の東北に隣接する遼寧省西部には、西周中期～戦国中期において、十二台営子文化が存在した。この文化の終末、すなわち遼寧省西部が燕の版図に編入されるのが、前四世紀である。⁽²⁷⁾『山海経』の「貊国」の最も有力な候補であるといえよう。

『孟子』には、キビしか栽培しえない貉の粗放な農耕が語られている。十二台営子文化前期（前一〇～前八世紀）の水泉遺址（遼寧省建平縣）の窖穴（T一〇三J一）から発見された炭化穀物はアワ・キビと鑑定されている。⁽²⁸⁾遼寧省西部では、春秋後期、前五〇〇年頃以降、乾冷化が進む。⁽²⁹⁾キビの栽培北限はアワとほぼ同じだが、乾燥にはより強く、⁽³⁰⁾「惟黍生之」という記述は、乾冷化にともなう雑穀農業の後退を反映したものと思われる。

『山海経』では、「貊国」が一個の「国」として描かれているが、より一般的には東方諸族の汎称として用いられる「夷」を、「夷人」という一個の民族集団とするように、『山海経』の記述はいささか特異である。「貊」についても、上掲の「燕毫」の如く、汎称として用いられることがより一般的である。そのことは、同じく齊地で成書した⁽³¹⁾『周礼』夏官／職方氏「四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄」の「九貉」という表現に明らかである。同様の表現は、

九夷・八狄・七戎・六蛮、謂之四海、（『爾雅』釈地）

九夷之國、東門之外、西面北上、八蛮之國、南門之外、北面東上、六戎之國、西門之外、東面南上、五狄之國、北門之外、南面東上、（『礼記』明堂位）

にも見えるが、これらには上述の『礼記』王制「其在東夷・北狄・西戎・南蛮、雖大曰子」に見える「夷」「狄」「戎」「蛮」が用いられるのみである。『周礼』秋官は、司隸のもとに「罪隸」「蛮隸」「閩隸」「夷隸」「貉隸」各百有二十人を置き、その職掌として、

蛮隸掌役校人養馬、其在王宮者、執其国之兵以守王宮、在野外則守厲禁、閩隸掌役畜養鳥、而阜蕃教擾之、掌子則取隸

焉、夷隸掌役牧人養牛馬与鳥言、其守王宮者、与其守厲禁者、如蛮隸之事、貉隸掌役服不氏、而養獸而教擾之、掌与獸言、其守王宮者、与其守厲禁者、如蛮隸之事、

と記している。「貉隸」は夏官／服不氏のもとで服役し、獸と話すことができると思われる。狩獵民が想定されているようである。⁽³²⁾『周礼』夏官／職方氏は、宋地の沢藪として名高い望諸を青州すなわち齊地に属するものとしており、それは齊潛王の宋併合（前二八六〜前二八四）を踏まえた記述であると思われる。⁽³³⁾前四、三世紀の交以降、東北の異族に対する知見が急速に獲得され、汎称としての「貉」⁽³⁴⁾「貉」が普及したものである。『周礼』の「九貉」は、戦国後期の齊地において多様な「貉」の存在が認知されていたことを明示する。十二台營子文化が燕に併合されたのちにも、その疆域外の東北の諸民族が広く汎称されたものと考えてよい。従って、たとえば「貉」を単一不変の民族としてその遷徙を想定するような議論⁽³⁵⁾は支持できない。

第三章 戦国期、西北の「貂」

1 休溷諸貉・西膜

戦国期の「貂」は実のところ、東北の異族に限らない。『史記』趙世家に、

原過從、後、至於王沢、見三人、自帶以上可見、自帶以下不可見、与原過竹二節、莫通、曰、為我以是遺趙母卹、原過既至、以告襄子、襄子齊三日、親自剖竹、有朱書曰、趙母卹、余霍泰山山陽侯天使也、三月丙戌、余將使女反滅知氏、女亦立我百邑、余將賜女林胡之地、至于後世、且有仇王、赤黑、龍面而鳥喙、鬢麤髻頤、大膺大胸、脩下而馮、左衽界乘、奄有河宗、至于休溷諸貉、南伐晉別、北滅黑姑、襄子再拜、受三神之令、三国攻晉陽、歲餘、引汾水灌其城、城不浸者三版、城中懸釜而炊、易子而食、群臣皆有外心、礼益慢、唯高共不敢失礼、襄子懼、乃夜使相張孟同私於韓・魏、韓・魏与合謀、以三月丙戌、三国反滅知氏、共分其地、於是襄子行賞、高共為上、張孟同曰、晉陽之難、唯共無功、襄子曰、方晉陽急、群臣皆懈、惟共不敢失人臣礼、是以先之、於是趙北有代、南并知氏、彊於韓・魏、遂祠三神於百邑、使原過主霍泰山祠祀、

の一節がある。知伯の晋陽包圍に先立ち、霍泰山の神が趙襄子に「三月丙戌、余將使女反滅知氏、女亦立我百邑」という取引を持ちかけたという怪異談だが、傍線部はこの取引とは無関係の予言が挿入されたものである。傍線部のうち「余將賜女林胡之地」は、趙襄子に関わる予言である。すぐ上の「余將使女反滅知氏」と表現が酷似しており、趙世家編纂の段階でこれを参照して創作されたものと推定される。趙襄子の林胡領有については、趙世家の下文、武靈王十九年

召樓緩謀曰、我先王因世之變、以長南藩之地、属阻漳・滏之險、立長城、又取藺・郭狼、敗林人於荏、而功未遂、今中山在我腹心、北有燕、東有胡、西有林胡・樓煩・秦・韓之辺、而無彊兵之救、是亡社稷、奈何、夫有高世之名、必有遺俗之累、吾欲胡服、樓緩曰、善、群臣皆不欲、

の「林人」につき、『史記正義』が「即林胡也」とする。同じ発言の中で「林胡」も見えており、複数の原資料が編綴されたものと思われる。「余將賜女林胡之地」はこれに呼応したものであろう。それに対し、「至于後世」以下は武靈王に関わる予言である。四字句を基調とする独自の文体を採り、「河宗」「休溷諸貉」「晋別」「黒姑」なども趙世家の下文に対応する記述を見出せない。趙世家編纂段階の創作ではなく、独自の原資料をそのまま用いたものであることが了解される。この部分のほかにも、趙世家には武靈王に関する予言が散見するが、趙世家のそれ以外の部分や、その他の文献に対応する記述を見出せないことが多い。これらは、恵文王が武靈王弑殺（前二九五）ののち、内外の非難を回避すべく創作喧伝した武靈王説話が断片化したものと推定される⁽³⁶⁾。

「貂」に関連して注目されるのは、「奄有河宗、至于休溷諸貉」である。「河宗」は、『穆天子伝』

辛丑38、天子西征、至于酈人、河宗之子孫酈栢絮且逆天子于智之□先豹皮十、良馬二六、天子使井利受之、癸酉【卯40】、天子舍于漆沢、乃西釣于河、以觀□智之□、甲辰41、天子獵于滲沢、於是得白狐玄貉焉、以祭於河宗、丙午43、天子飲于河水之阿、天子属六師之人于酈邦之南、滲沢之上、戊寅【申45】、天子西征、驚行至于陽紆之山、河伯無夷之所都居、是惟河宗氏、河宗栢夭逆天子燕然之山、劳用束帛加璧、先白□、天子使鄒父受之、

に見える。『穆天子伝』は魏襄王二十年（前二九九）までの年代記である『竹書紀年』とともに汲冢より出土し、その西征経路は、戦国趙の領土をもつばら通過し、記述された月・干支は、前三二二〜前三二一年、すなわち武靈王十四〜十五年の曆譜に合致する。趙は、武靈王以降、従来の中原進出から、北方・西北方進出に政策を転換しており、『穆天子伝』はこの

二年間に実際に行われた趙の西北遠征を素材に創作されたものであろう。³⁷⁾『穆天子伝』では、まず「河宗之子孫」とされる「酈人」に到達する。「酈邦之南」に「河水之阿」がある。オールドス東北の黄河彎曲部北岸に当たる。「酈」はのちの雲中郡に相当しよう。そこからさらに西征して「河宗氏」の都城たる「陽紆之山」に至る。「陽紆之山」は、『山海経』海内北経にも「陽紆之山、河出其中、凌門之山、河出其中」と見える。『史記』蒙恬列伝「於是渡河、挾陽山、透蛇而北」の陽山に比定される。³⁸⁾

「奄有河宗」の「河宗」は、秦の雲中郡・九原郡のうち黄河以北、今日の土默川平原・後套平原に相当しよう。この地域の異族が、「休溷諸貉」と称されている。「休溷」の原義は不明だが、楊寛は、九原・雲中をこれらの名に因んだものとする。³⁹⁾これらが「貉」(「貉」)を称されたのは、『詩』大雅／韓奕「其追其貉」の「追」「貉」を異族の称谓と解し、それを用いた可能性もないではないが、むしろより直接的には、東北の「貉」と同様に、『論語』衛霊公に見えるような異族の汎称としての「蛮貉」に基づき、従来の戎狄とは異質な北方の異族をかく称したものであろう。

『穆天子伝』には「貉」(「貉」)は見えないが、注目されるのは、「□柏夭曰、□封膜画于河水之陽、以為殷人主」以下に見える「膜」である。「□吾乃膜拜而受」など「膜拜而受」の儀礼や、「甲申、至於黒水、西膜之所謂鴻鷺」など「西膜」の語彙についての記述が頻見する。小川琢治は、「殷人主」とあることから、「膜」を湯王の都城「亳」の仮借とするが、⁴⁰⁾「亳」が「貉」(「貉」)と同音であることは上述の如くである。『穆天子伝』では、秦の隴西郡の西方あたりに至り、そこから「北征」「西征」を重ねて「西王母之邦」に至る。往路に「流沙」が見えないところから、河西回廊もしくは南山が想定されているが、要するにこのあたりの異族が「西膜」なのである。「休溷諸貉」の用例と同様に、この「西膜」もまた異族の汎称としての「膜」(「貉」(「貉」))を前提とする称谓となる。

西北の「貉」につき、ここで注目したいのは、『竹書紀年』魏紀一二七⁽⁴¹⁾

竹書紀年云、魏襄王十七年、邯鄲命吏大夫奴遷於九原、又命將軍・大夫・適子・戍吏皆貉服、(『水經』河水注)

である。結論的にいえば、この「貉服」こそが、武靈王に関連して有名な「胡服」の同時代的稱謂にほかならない。趙の北方にあった異族は、武靈王に関わる予言の作成された前三世紀初頭までは単に「貉」と称され、ついで「胡貉」と「胡」を冠するようになり、さらに前二世紀以降、単に「胡」と称されるようになったものである⁽⁴²⁾。この推移についてはすでに別稿で論じているので、ここでは趙地の「胡」に関連する問題に限って考証を進めることにしよう⁽⁴⁴⁾。

(1) 「胡服」

まずは「胡服」に関わる記述が漢代に降るものであることを確認しよう。『史記』趙世家武靈王十九(二十七年)には、「胡服」のほか「胡」を用いた語彙が集中的に見える。

(1)十九年(前三〇七)春正月、大朝信宮、召肥義与議天下、五日而畢、王北略中山之地、至於房子、遂之代、北至無窮、西至河、登黃華之上、

(2)召樓緩謀曰、吾欲胡服、樓緩曰、善、群臣皆不欲、

(3)於是肥義侍、王曰、於是遂胡服矣、使王綰告公子成曰、再拜稽首、乃賜胡服、明日、服而朝、於是始出胡服令也、趙文・趙造・周紹・趙俊皆諫止王毋胡服、如故法便、王曰、遂胡服招騎射、

(4)二十年(前三〇六)、王略中山地、至寧葭、西略胡地、至榆中、林胡王獻馬、歸、使樓緩之秦、仇液之韓、王賁之

楚、富丁之魏、趙爵之齊、代相趙固主胡、致其兵、二十一年（前三〇五）、攻中山、趙紹為右軍、許鈞為左軍、公子章為中軍、王并將之、牛翦將車騎、趙希并將胡・代、趙与之陘、合軍曲陽、攻取丹丘・華陽・鴟之塞、王軍取鄗・石邑・封龍・東垣、中山獻四邑和、王許之、罷兵、二十三年（前三〇二）、攻中山、二十五年（前三〇一）、惠后卒、使周紹胡服傅王子何、二十六年（前三〇〇）、復攻中山、攘地北至燕・代、西至雲中・九原、二十七年（前二九九）五月戊申、大朝於東宮、佗國、立王子何以為王、王廟見禮畢、出臨朝、大夫悉為臣、肥義為相國、并傅王、是為惠文王、惠文王、惠后吳娃子也、武靈王自号為主父、

(5) 主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地、而欲從雲中・九原直南襲秦、於是詐自為使者入秦、秦昭王不知、已而怪其狀甚偉、非人臣之度、使人逐之、而主父馳已脱関矣、審問之、乃主父也、秦人大驚、主父所以入秦者、欲自略地形、因觀秦王之為人也、

(6) 惠文王二年（前二九七）、主父行新地、遂出代、西遇樓煩王於西河而致其兵、三年（前二九六）、滅中山、遷其王於膚施、起靈壽、北地方從、代道大通、還歸、行賞、大赦、置酒酺五日、封長子章為代安陽君、

(3) が有名な武靈王の「胡服騎射」の記述だが、これは、『戦国策』趙策二／武靈王平昼間居章を節略したものであり、同章は、鍾鳳年が指摘するように『商君書』更法を換骨奪胎したものである。⁽⁴⁵⁾ 更法には、前漢の文献によく出現する語彙が頻見する。たとえば、趙策「且夫三代不同服而王、五伯不同教而政」「古今不同俗、何古之法、帝王不相襲、何礼之循」を更法は「三代不同礼而王、五霸不同法而霸」「前世不同教、何古之法、帝王不相復、何礼之循」に作る。「変法」の根拠として「三代」「五霸」の「礼」「教」の変化を主張する、議論の根幹というべき部分だが、五帝・三代・五霸を主語、「不同×」あるいは「不相×」を述語として対句をなす事例としては、

五帝殊時、不相沿樂、三王異世、不相襲礼、（『礼記』楽記）

丞相李斯曰、五帝不相復、三代不相襲、各以治、非其相反、時變異也、(『史記』秦始皇本紀)

叔孫通曰、五帝異樂、三王不同礼、礼者、因時世人情為之節文者也、故夏・殷・周之礼所因損益可知者、謂不相復也、臣願頗采古礼与秦儀雜就之、(『史記』劉敬叔孫通列伝)

故五帝異道而德覆天下、三王殊事而名施後世、此皆因時變而制礼樂者、…夫夏・商之衰也、不変法而亡、三代之起也、不相襲而王、(『淮南子』汜論訓)

天子曰、朕聞五帝之教不相復而治、禹湯之法不同道而王、所由殊路、而建徳一也、(『史記』平準書)

朕聞五帝不相復礼、三代不同法、所繇殊路而建徳一也、(『漢書』武帝紀)

恢曰、不然、臣聞五帝不相襲礼、三王不相復樂、非故相反也、各因世宜也、(『漢書』竇田灌韓伝)

がある。『礼記』樂記については、『漢書』藝文志に、

武帝時、河間獻王好儒、与毛生等共采周官及諸子言樂事者、以作樂記、獻八佾之舞、与制氏不相遠、

とある。『史記』秦始皇本紀の李斯の發言は、始皇三十四年の焚書令制定の一節である。下文「丞相臣斯昧死言、…臣請：

制曰可」が詔書の書式を保存し、漢初まで踏襲された「焚書令」の本文であったと推定されることに對し、「丞相李斯曰」

は、『戰国策』に類似した辨論であり、前漢の創作と考えてよからう。果たして李斯列伝では、「丞相謬其説、細其辭、乃上

書曰、古者天下散乱、…」と、「丞相臣斯昧死言」以下の發言のみを「上書」の内容としている。それ以外の事例はすべて

漢人の發言である。更法、さらにそれに基づく武靈王平昼間居章も前漢の創作と考えねばならない。

趙策二では武靈王平昼間居・王立周紹為傳・趙燕後胡服・王破原陽の連続する四章が武靈王の「胡服騎射」を記述する。

趙世家(3)「趙文・趙造・周紹・趙俊皆諫止王毋胡服、如故法便」のうち、趙文・趙造は肥義とともに武靈王平昼間居章に見え、周紹は王立周紹為傳章に見えるが、趙俊は見えない。あるいは趙燕の誤写かもしれない。また(2)の樓緩との對話篇は

『戦国策』に特徴的な形式であり、(5)の武靈王の秦への潜入も年代記の内容に似ず、説話に由来するものである。現行本『戦国策』に近似しつつも、より多くの篇章を擁する材料が、趙世家編纂に利用されているわけだが、これらも武靈王平昼間居章と一連のものとして前漢の創作と考えるべきであろう。

趙世家の敬侯以降の部分はほぼすべての年次において、「記言」を交えない「記事」をもち、六国年表に比べて内容がはるかに豊富である。加えて、六国年表との紀年や「記事」の矛盾が頻見し、趙世家編纂に当たって、六国年表とは独立した趙年代記が利用されたことがわかる。⁽⁴⁷⁾『戦国策』の如き説話資料は年次を欠くことが普通であり、『史記』がこれらを引用する際には、内容から推定して年代記のそれらしい箇所挿入する。趙世家が武靈王十九年に「胡服騎射」を繋げるのは、年代記の(1)「正月、大朝信宮」を何か画期的な事件を示唆するものと判断したためであろう。それ以上の具体的な根拠があったとは思えない。従って、たとえば『史記』の武靈王十九年(前三〇七)と『竹書紀年』の魏襄王十七年(前三〇二)の年の相違を根拠に「胡服」「貉服」を別物と考えることは無意味である。

いささか注記を要するのは、(4)二十年「西略胡地、至榆中、林胡王献馬」「代相趙固主胡、致其兵」・二十一年「牛翦将車騎、趙希并将胡・代」・二十五年「使周紹胡服傳王子何」など年代記形式の記述に「胡」が見えることである。一般的にいつて、『戦国策』の如き説話資料が前漢の創作を多く交えるのに対し、年代記形式は戦国期の記録を直接保存している可能性があるからである。しかしながら、趙世家の原資料となった趙年代記については、『竹書紀年』魏紀九七の魏惠王後元十年(前三二五)の韓拳敗戦を、趙世家が肅侯二十三年(前三二七)に誤って繋げることに証されるように、戦国趙の記録そのものではなく、前漢の編纂物であることが確認される。⁽⁴⁸⁾さらに、「使周紹胡服傳王子何」は年代記の「記事」の形式を採るが、趙策二／王立周紹為傳章を踏まえたものである。趙策二は「遂賜周紹胡服衣冠、具帶黄金師比、以傳王子也」と王子の名を記さないが、趙世家はその編纂の段階で、これを惠后の子である王子何(惠文王)と解し、趙年代記「二十五年、惠

「后卒」のあとに挿入したものであろう。こうした次第で、趙世家については、年代記形式であっても、前漢以降の改変・創作の可能性を無視できないのである。

そのほか、趙世家には、趙簡子に関わる怪異談

当道者曰、帝令主君射熊与羆、皆死、簡子曰、是、且何也、当道者曰、晋国且有太難、主君首之、帝令主君滅二卿、夫熊与羆皆其祖也、簡子曰、帝賜我二筭皆有副、何也、当道者曰、主君之子将克二国於翟、皆子姓也、簡子曰、吾見兒在帝側、帝属我一翟犬、曰、及而子之長以賜之、夫兒何謂以賜翟犬、当道者曰、兒、主君之子也、翟犬者、代之先也、主君之子且必有代、及主君之後嗣、且有革政而胡服、并二国於翟、

に「胡服」が見える。「当道者」が趙簡子の夢を一つ一つ謎解きするものだが、武靈王の予言である最後の三句は夢とは無関係であり、「并二国於翟」も上文の「克二国於翟」をほぼそのまま流用しており、趙世家編纂に際して創作挿入されたものと思われる。⁴⁹『史記』にはさらに、六国年表／趙武靈王十九年「初胡服」があるが、趙年代記の記述を転載したものである。

ここまでの議論で、「胡」を単称したり、「胡服」「林胡」といった「胡」を用いた語彙の見える記述が、均しく漢代の創作もしくは改変に係ることがあらためて確認されたであろう。こうした状況は『史記』の記述である以上、当然ともいえるが、ここで最後に匈奴列伝の趙に関わる記述を検討しておこう。匈奴列伝は、戦国以前の北族についての「常識」的枠組みを提供するものだが、個々の材料に加えて、その構成にも多分に問題がある。まず、

故自隴以西有縣諸・緄戎・翟獯之戎、岐・梁山・涇・漆之北有義渠・大荔・烏氏・朐衍之戎、而晋北有林胡・樓煩之戎、燕北有東胡・山戎、

の一節は、秦穆公（前六五九～前六二二）・晋悼公（前五七二～前五五八）の事績の間に置かれてはいるが、ここに掲げら

れた北族は、年代記的材料では戦国以降にしか見えないものがほとんどであり、春秋・戦国を通観した記述というべきである。⁽⁵⁰⁾これを根拠にたとえば春秋期の晋北に林胡・楼煩があったなどと主張することはできない。匈奴列伝には今一つ、

秦昭王時、義渠戎王与宣太后乱、有二子、宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐殘義渠、於是秦有隴西・北地・上郡、築長城以拒胡。而趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・楼煩、築長城、自代並陰山下、至高闕為塞。而置雲中・鴈門・代郡、其後燕有賢將秦開、為質於胡、胡甚信之、歸而襲破走東胡、東胡卻千餘里、与荊軻刺秦王秦舞陽者、開之孫也、燕亦築長城、自造陽至襄平、置上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡以拒胡、当是之時、冠帶戰國七、而三国辺於匈奴、

に、趙に関わる記述が見える。秦・趙・燕が既存の北族を制圧した上で、長城を構築して辺郡を設置し、胡⁽⁵¹⁾匈奴と対峙したとする記述は、一般には匈奴の出現を説明する際の無意識的な前提となっている。確かに、前四、三世紀の交あたりに長城構築が開始されたこと⁽⁵²⁾や、その一つの動機としておそらくは既存の北族とは異なった遊牧民の南下があったことは事実であるろう。しかしながら、それらの事実⁽⁵³⁾は、この記述の一般的な信憑性を保証するものでは決してない。そもそも秦・趙・燕三国に対峙する大勢力としての匈奴は、秦始皇の事績のあとに置かれた「東胡疆而月氏盛」という下文の記述にたちまち矛盾する。匈奴が長城地帯全域に対峙する大勢力となったのは、冒頓の北族統一のちであり、ここの記述は、

諸左方王将居東方、直上谷以往者、東接穢貉・朝鮮、右方王将居西方、直上郡以西、接月氏・氏・羌、而单于之庭直代・雲中、

に見えるような冒頓統一以後の匈奴のありかたが投影されたものといわざるを得ない。

さらに、記述の各部分も、年代記的材料と少なからず矛盾している。秦については、義渠征服の結果、隴西・北地・上郡が設置されたように見える。しかしながら、前二七一年の義渠滅亡に対し、前二七九・前二七一年に設置された隴西郡・北

地郡は義渠の故地と目されているが、上郡設置は前三〇四年である。⁽⁵³⁾ 趙につき、「北破林胡、楼煩」とあるが、趙世家の年代記的記述ではむしろ林胡・楼煩との友好が記述されている。要するに、個々の事件は、北族撃退→長城構築→辺郡設置という因果関係の枠組みに二次的に挿入され、その図式に適合するように改変を被っているといつてよい。

(2) 林胡

「林胡」は、『戦国策』燕策一／蘇秦將為從北説燕文侯に初見する。

蘇秦將為從、北説燕文侯曰、燕東有朝鮮・遼東、北有林胡・楼煩、西有雲中・九原、南有呼沱・易水、

『史記』以前に林胡の稱謂が存在したことを示すが、燕策一の蘇秦を燕文公（前三五九～前三三三）の時代におく年代観は、秦が否定的に記号化された漢代の縦横家が、その開祖を秦に仕えた張儀とすることを憚り、蘇秦を張儀の兄弟子として創作した言説に由来する。

「林胡」はさらに、『史記』趙世家の趙襄子怪異談における「余將賜女林胡之地」や武靈王十九年の楼緩との対話における「今中山在我腹心、北有燕、東有胡、西有林胡・楼煩・秦・韓之辺」にも見えるが、上述の如く、前者は趙世家編纂時の創作であり、後者も『戦国策』に類似した説話であつて戦国期に遡ることを積極的に主張しうるものではない。

無論、こうした議論は、漢代に「林胡」と称されることになる北族が虚構に属することを主張するものではない。その稱謂が漢代に入って改変されたということである。「林胡」については、幸運にもその本来の稱謂が保存されている。「檐檻」および「檐林」がそれである。これらは、

李牧者、趙之北辺良將也、常居代・鴈門、備匈奴、以便宜置吏、市租皆輸入莫府、為士卒費、日擊數牛饗士、習射騎、謹烽火、多間諜、厚遇戰士、為約曰、匈奴即入盜、急入收保、有敢捕虜者斬、匈奴每入、烽火謹、輒入收保、不敢戰、

如是数歳、亦不亡失、然匈奴以李牧為怯、雖趙辺兵亦以為吾將怯、趙王讓李牧、李牧如故、趙王怒、召之、使他人代將、歳餘、匈奴每来、出戰、出戰、数不利、失亡多、辺不得田畜、復請李牧、牧杜門不出、固称疾、趙王乃復彊起使將兵、牧曰、王必用臣、臣如前、乃敢奉令、王許之、李牧至、如故約、匈奴数歳無所得、終以為怯、辺士日得賞賜而不用、皆願一戰、於是乃具選車得千三百乘、選騎得万三千匹、百金之士五万人、彀者十万人、悉勒習戰、大縱畜牧、人民滿野、匈奴小入、詳北不勝、以数千人委之、单于聞之、大率衆来入、李牧多為奇陳、張左右翼擊之、大破殺匈奴十餘万騎、滅澹檻、破東胡、降林胡、单于奔走、其後十餘歳、匈奴不敢近趙辺城、(『史記』廉頗藺相如列伝)

臣大父言、李牧為趙將居辺、軍市之租皆自用饗士、賞賜決於外、不從中擾也、委任而責成功、故李牧乃得尽其智能、遣選車千三百乘、彀騎万三千、百金之士十万、是以北逐单于、破東胡、滅澹檻、西抑彊秦、南支韓・魏、当是之時、趙幾霸、(『史記』張釈之馮唐列伝)

に見える。「澹檻」のより簡単な表記が「澹林」であり、漢代以降それに「胡」を附した「澹林之胡」の称谓が成立し、その略称が「林胡」であろう。⁽⁵⁴⁾ 廉頗藺相如列伝は「滅澹檻、破東胡、降林胡」と「澹檻」「林胡」を並記する。この九字が、廉頗藺相如列伝編纂の際に、張釈之馮唐列伝ないしその原資料から二次的に挿入されたものであることは、この部分にはば対応し、その原資料と目される『戦国策』佚文⁽⁵⁵⁾にこの九字が見えず、またその上下の「大破殺匈奴十餘万騎」「单于奔走」が明らかに連続することから確実である。この九字は、張釈之馮唐列伝ないしその原資料が「破東胡、滅澹檻」に作つていたため、⁽⁵⁶⁾「澹檻」が林胡であることに気付かず、また武靈王の記述において楼煩と並称されていた林胡が、漢代にはすでに見えなくなつていたため、「降林胡」を李牧の事績として創作附加したものであろう。⁽⁵⁷⁾

「林胡」の所在については、上掲の趙世家武靈王二十年に、「西略胡地、至榆中、林胡王献馬」とある。榆中は、秦始皇本紀三十三年(前二一四)「自榆中並河以東、属之陰山、以為三十四縣、城河上為塞」⁽⁵⁸⁾にも見える。『史記集解』秦始皇本紀

の引く徐広説には「在金城」とあり、『漢書』地理志に見える金城郡榆中縣に当てるが、趙の疆域とはほど遠い。秦始皇本紀三十六年（前二二一）「遷北河榆中三万家、拜爵一級」に対する『史記正義』は「榆中即今勝州榆林縣也」と、唐代の勝州榆林縣に当てる。今日の内蒙古自治区托克托旗の対岸、オルドスの東北端に当たる。⁽⁵⁹⁾この説に従い榆中および林胡をオルドスに置くことが一般的だが、⁽⁶⁰⁾そもそも始皇本紀三十三年の榆中は陰山より西にあり、むしろ今日の後套平原を指すものと思われる。榆中はまた、『戦国策』趙策二／＼王破原陽

王破原陽、以為騎邑、…王遂胡服、率騎入胡、出於遺遺之門、踰九限之固、絶五徑之險、至榆中、辟地千里、
にも見える。原陽は『漢書』地理志の雲中郡原陽縣、「九限」を金正煒は九原とする。⁽⁶¹⁾雲中から九原を経て榆中に至っているものであり、また唐代の勝州榆林縣は雲中にほど近く、「辟地千里」にはならない。趙世家恵文王十六年（前二八三）にも、「秦之上郡、近挺関、至於榆中者千五百里」と見え、⁽⁶²⁾オルドス東北端では上郡より「千五百里」には当たらない。より信頼性の高い趙世家の年代記的記述において、林胡の居住域は、秦の九原郡に当たることになる。

林胡の居住域である九原は、上掲趙世家「休溷諸貉」の「休」に当たり、『竹書紀年』の「貉服」も九原で行われたものであった。「貉」（「貉」）は北族の汎称であるが、具体的には、漢代には林胡と称されることになる「襜褕」であったということになる。趙は武靈王以降、北方・西北方進出に転ずるが、その一つの方向として、雲中・九原があった。この地域は秦への軍事的拠点、西方との通交拠点であった。武靈王は、この方面の異族の軍装を採用し、長城を構築して、より北方の遊牧民の南下に備えたのである。

陰山南麓西段の土黙川平原・後套平原の考古学的文化について、田広金・郭素新は内蒙古中南部の考古学的文化を、オルドスの桃紅巴拉類型、陰山南麓西段の西園類型、岱海地区の毛慶溝類型に細分したが、⁽⁶³⁾近年では桃紅巴拉文化・毛慶溝文化に二分することがより一般的になっている。⁽⁶⁴⁾陰山南麓西段の帰属については議論が分かれているが、そもそも材料が乏しく、

最も時代の降る呼魯斯泰墓地（烏拉特中後聯合旗）も戦国前期に断代されており、⁽⁶⁵⁾ここで問題になる前四、三世紀の交については不明である。

(3) 胡貉

戦国後期、前三世紀に入り、「胡貉」が出現する。最も古い用例としては、

北為防原派、注后之邸、噍池之寶、洒為底柱、鑿為龍門、以利燕・代・胡貉与西河之民、（『墨子』兼愛中）

雖北者且不一著何、其所以亡於燕・代・胡貉之間者、亦以攻戰也、（『墨子』非攻中）

於是乎桓公東救徐州、分吳半、存魯蔡陵、割越地、南拋宋鄭、征伐楚、濟汝水、踰方地、望文山、使貢絲于周室、成周反胙於隆嶽、荊州諸侯、莫不來服、中救晋侯、禽狄王、敗胡貉、破屠何、而騎寇始服、北伐山戎、制冷支、斬孤竹、而九夷始聽、海濱諸侯、莫不來服、西征、攘白狄之地、遂至于西河、方舟設附、乘桴濟河、至于石沈、（『管子』小匡）

などが挙げられる。林滢は「胡貉」を、北方の「胡」、東北の「貉」を並列したものとすが支持しがたい。すでに久しく異族の汎称であった「貉」（「貉」）に対し、「胡」は従来未見の語彙である。いわば重さの異なる「胡」「貉」が並ぶ場合、それは並列ではありえない。上掲の「林胡」が「檐檻之胡」の略称であったのと同様に、固有名詞「胡」+汎称「貉」であったはずである。「貉」という大範疇の中に「胡貉」があったものとすべきであろう。これらの用例もこの推測を支持する。

『管子』小匡は、「東」「南」「中」「北」「西」と齊桓公の遠征を順番に述べる中で、「中救晋侯」について「敗胡貉」を挙げている。「胡貉」は晋北の特定異族の称謂であり、「貉」のみ切り離して東北の異族とするわけにはいかない。『墨子』兼愛中においても「燕・代・胡貉与西河」から、「胡貉」が「燕・代」「西河」の間、秦の雁門郡あたりに想定されていることがわかる。「派」「后之邸」「噍池」「底柱」「龍門」の全てが今日の山西に比定されていることもこれを支持する。⁽⁶⁶⁾また、孫

詒讓は、『墨子』非攻中「且一著何」の「一」を衍字、「不著何」を『逸周書』王會の「不屠何」とする⁽⁶⁷⁾。すなわち『管子』小匡の「屠何」である。要するに、最古の用例において、「胡貉」は晋北の特定の異族を指したものであったことになる。

前四、三世紀の交に趙武靈王が代・雁門の北辺に長城を築いたことは、趙の北方進出と遊牧民の南下がこの時期に至って衝突したことを示す。この地域には毛慶溝文化があり、その開始は春秋中・後期（前七〜五世紀）に遡り、戦国後期（前三世紀）に終焉したとされる⁽⁶⁸⁾。上掲『管子』小匡「禽狄王、敗胡貉、破屠何」の「狄王」に当たるものであろう⁽⁶⁹⁾。上掲の『史記』廉頗藺相如列伝では、李牧は正にこの代・雁門にあつて匈奴と対峙したとある。「匈奴」の呼称はこの記述が漢代に成立したことを示し、またこの事件は、趙悼襄王二年（前二四三）の事件のあとに繋がられているが、前四、三世紀の交に武靈王の長城構築を促し、前三世紀に入つて「胡貉」の稱謂を与えられた異族を匈奴の祖先に見立てることは十分有効である。 「胡」は一説に「匈奴」の同音異訳とされ、かれらの自称である⁽⁷⁰⁾。新来の遊牧民を既存の北族の範疇で捉えた稱謂が「胡貉」に他ならない。『管子』小匡の「屠何」が東胡に当たることは吉本二〇〇八bで論じた。毛慶溝文化の終焉は、春秋期以来この地にあつた狄が、趙と匈奴・東胡に挟まれて消滅したことを反映する。

「胡貉」はほどなく晋北以外の北族にも用いられるようになる。

今秦南乃有沙羨与俱、是乃江南也、北与胡貉為鄰、西有巴戎、東在楚者乃界於齊、在韓者踰常山乃有臨慮、在魏者乃拋圉津、即去大梁百有二十里耳、（『管子』疆国）

姦偽賊乱貪戾之道興、久興而不息、民之讎之若性、戎夷・胡貉・巴越之民是以、雖有厚賞嚴罰弗能禁、（『呂氏春秋』義賞）

『荀子』では秦北の異族、おそらくは林胡・樓煩を「胡貉」と称している。本来晋北にあつた異族の稱謂を趙人の荀子が流用したものである。『呂氏春秋』ではさらに「戎夷」⁽⁷¹⁾「胡貉」⁽⁷²⁾「巴越」⁽⁷³⁾がそれぞれ西・北・南の異族の汎称として用いられ

ている。⁽⁷³⁾ 漢代の用例では「胡貉」はもっぱら北族の汎称、具体的には匈奴を指すようになる。⁽⁷⁴⁾ 漢代には「胡」を単称することが始まる。匈奴の北族統一によってかつての「諸貉」が吸収されてしまった結果、もはや「貉」（「貉」）を附する必要がなくなつたためであろう。この方面の「貉」はいわば雅称としての「胡貉」を除き消滅することになる。

結語

前漢以降の「貉」については「濊貉」に関わる研究の蓄積があるが、⁽⁷⁵⁾ ここでは、私見の梗概を簡単に述べるにとどめる。

『漢書』高帝紀四年（前二〇三）「北貉・燕人來致梟騎助漢」の「北貉」が漢代で最も古く年代付けられる「貉」に関する記述である。燕の疆域外の異族であり、つとに那珂通世はこれを夫餘を指すものとする。⁽⁷⁶⁾

ついで、『史記』には、

諸左方王將居東方、直上谷以往者、東接穢貉・朝鮮、…漢使楊信於匈奴、是時漢東拔穢貉・朝鮮以為郡、（匈奴列伝）
夫燕亦勃・碣之間一都會也、…北鄰烏桓・夫餘、東綰穢貉・朝鮮・真番之利、（貨殖列伝）

などに「穢貉」が見える。「穢貉」については、

非濱之東、夷・穢之鄉、大解・陵魚・其・鹿野・搖山・揚島・大人之居、多無君、（『呂氏春秋』恃君）
穢人前兒、前兒若獼猴立行、声似小兒、（『逸周書』王会）

にすでに「穢」「穢人」が見え、『漢書』武帝紀／元朔元年（前一二八）「東夷薺君南閭等口二十八万人降、為蒼海郡」には

「葦君」が見える。当初は「穢」（「葦」）と固有名だけで称されていたものが、ほどなく「貉」（「貉」）を附した称謂が定着したものである。「穢貉」については「穢」「貉」の二つを並列するものとする解釈がむしろ有力だが、「貉」字の汎称としての伝統的用法からいってそれが成り立たないことは、上述の「胡貉」の場合と同じである。⁽⁷⁾「穢貉」の称谓は、「朝鮮」もしくは「朝鮮・真番」と並列する『史記』の用例から窺われるように、何より漢文の修辭上の問題として、一字名の落ち着きが悪かったためでもあろう。

「穢貉」以外の「貉」の用例としては、『漢書』王莽伝

始建国元年（後九）：五威将乘乾文車、駕坤六馬、背負驚鳥之毛、服飾甚偉、每一将各置左右前後中帥、凡五帥、衣冠車服駕馬、各如其方面色数、将持節、称太一之使、帥持幢、称五帝之使、莽策命曰、普天之下、迄于四表、靡所不至、其東出者、至玄菟・楽浪・高句驪・夫餘、：四年（後一二）：先是、莽發高句驪兵、当伐胡、不欲行、郡強迫之、皆亡出塞、因犯法為寇、遼西大尹田譚追擊之、為所殺、州郡歸咎於高句驪侯騶 嚴尤奏言、貉人犯法、不從騶起、正有它心、宜令州郡且尉安之、今猥被以大罪、恐其遂畔、夫餘之属必有和者、匈奴未克、夫餘・穢貉復起、此大憂也、莽不尉安、穢貉遂反、詔尤繫之、尤誘高句驪侯騶至而斬焉、伝首長安、莽大説、下書曰、乃者、命遣猛将、共行天罰、誅滅虜知、分為十二部、或断其右臂、或斬其左腋、或潰其胸腹、或袖其兩脅、今年刑在東方、誅貉之部先縱焉、捕斬虜騶、平定東域、虜知殄滅、在于漏刻、此乃天地群神社稷宗廟佑助之福、公卿大夫士民同心将率虓虎之力也、予甚嘉之、其更名高句驪為下句驪、布告天下、令咸知焉、於是貉人愈犯辺、東北与西南夷皆乱云、

に「貉人」が見える。嚴尤の發言に見える「貉人犯法」の「貉人」は、「莽發高句驪兵、当伐胡、不欲行、郡強迫之、皆亡出塞、因犯法為寇」と「犯法」を共有することから、高句驪兵を蔑称したものであることが確認されるが、文末の「貉人」は、上文に「夫餘・穢貉復起」と見える夫餘・穢貉を含むと見て差し支えない。いずれにせよ東北の異族の汎称と解される。

このように、「貊」は汎称としてなお用いられたが、注意したいのは、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝では、

夫餘在長城之北、…其印文言濊王之印、国有故城名濊城、蓋本濊貊之地、

高句麗在遼東之東千里、南与朝鮮・濊貊、東与沃沮、北与夫餘接、

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東、濱大海而居、其地形東北狹、西南長、可千里、北与挹婁・夫餘、南与濊貊接、

などで依然「濊貊」の称谓が用いられているにも関わらず、濊貊そのものの記述では、

濊南与辰韓、北与高句麗・沃沮接、東窮大海、今朝鮮之東皆其地也、…自单单大山領以西属楽浪、自領以東七縣、都尉
 主之、皆以濊為民。後省都尉、封其渠帥為侯、今不耐濊皆其種也、…正始六年、楽浪太守劉茂・帶方太守弓遵以領東濊
 属句麗、興師伐之、不耐侯等举邑降、其八年、詣闕朝貢、詔更拜不耐濊王、居処雜在民間、四時詣郡朝謁。二郡有軍征
 賦調、供給役使、遇之如民、

と、もっぱら「濊」と単称していることである。そして年代的にはこの正始八年（二四七）を最後に「濊」の同時代的記述
 は見えなくなり、以後の時代を扱った正史はもはや濊貊伝を立てていない。

漢代以降、とりわけ前一〇八年の衛氏朝鮮征服を契機に、中原王朝の東北への認識は飛躍的に高まり、かつて「貊」と汎
 称されていた諸民族はそれぞれの固有名で称されるようになり、「貊」は蔑称、あるいは「蛮貊」「夷貊」「越貊」など修辭
 的な用例や、古地名としての「濊貊」にはほぼ限られるようになった。「濊貊」については、楽浪・帶方二郡が濊人を「民」
 と同様に扱ったとあるように、漢人との共存が進んだ。この現実が、地方官・濊人の双方において、異族への蔑称でもあつ
 た「貊」字を忌避させたものであろう。中原王朝で培われた華夷思想が周辺民族に及んだ結果である。

かつて内藤湖南は、古代・中世の画期を、「支那文化」によって自覚した「外部種族」の勢力が反動的に「支那」の内部
 に及んだこと(78)に求めた。その意味で、「貊」を除いた「濊」の呼称は、東アジア世界における古代から中世への推移に位置

付けうるべきことであつたといえる。

注

- (1) 中国社会科学院考古研究所編一九八四〜九四所見の金文については、その番号および林巳奈夫一九八四・一九八九の断代・図版頁数を附記する。
- (2) 白川静一九六六。
- (3) 『詩』の諸篇の年代観については、吉本二〇〇七bを見よ。
- (4) 『潜夫論』については、汪繼培箋・彭沢校正一九七九を用いる。
- (5) 『三国志』王肅伝「初、肅善賈・馬之学、而不好鄭氏、采会同異、為尚書・詩・論語・三礼・左氏解、及撰定父朗所作易伝、皆列於学官」。
- (6) 『魏書』地形志上／范陽郡方城縣にも「韓侯城」が見える。
- (7) 孫毓も韓奕の「燕」を「北燕」とする（『經典釈文』毛詩音義／韓奕）。
- (8) 江永『春秋地理考実』卷一／僖二十四／韓・王引之『經義述聞』卷二十五／梁山・朱右曾『詩地理徵』五／韓。林漢一九九九もこの説に追隨する。
- (9) 俞正燮『癸巳類稿』卷二／韓奕燕師義「詩言韓姑汾王之甥、蹶父之子、則蹶父姑姓、為厲王壻、以燕公族、入為卿士。詩言韓侯迎止、于蹶之里、知蹶父不在燕、久居周、已有族里、…韓城在河西、居鎬東北、得受王命、為北諸侯長、蹶父亦得假王靈、用其國人、為韓築城、如晉人城杞、亦戚好赴役、燕韓事同也」。
- (10) 『詩』大雅／棫櫟「追琢其章」・大雅／文王有声「邁追來孝」・周頌／有客「薄言追之」。
- (11) わずかに次の数例を得るのみである。『詩』邶風／北風「其虛其邪」・衛風／伯兮「其雨其雨」・小雅／湛露「其桐其椅」・大雅／皇矣「作之屏之、其當其翳、脩之平之、其灌其柵、啓之辟之、其櫟其楮、攘之剔之、其壓其柘、帝遷明德、串夷載路、天立厥配、受命既固」。
- (12) 『詩』大雅／皇矣「貺其德音」。
- (13) 蒙文通一九五八。
- (14) 盟方鼎（二七三九）「佳周公玆征伐東戶・豊白・專古」にも「專古」（蒲姑）が見えるが、偽刻であろう。白川静一九六三参照。
- (15) 吉本二〇〇四。
- (16) 吉本二〇〇六c。
- (17) 吉本二〇〇六c。
- (18) 燕の東北進出の考古学的検討としては、宮本一夫二〇〇〇第七章（戦国燕とその拡大）を見よ。
- (19) 『春秋経』莊三十（前六六四）「冬、公及齊侯遇于魯濟、齊人伐山戎」
『左伝』「冬、遇于魯濟、謀山戎也、以其病燕故也」・『左伝』襄二十
一（前五五二）「叔孫還奔燕」・襄二十八（前五四五）「夏、齊侯・陳
侯・蔡侯・北燕伯・杞伯・胡子・沈子・白狄朝于晉、宋之盟故也」・
襄二十九（前五四四）「齊公孫蠆・公孫竈放其大夫高止於北燕」・昭
三（前五三九）「子雅放盧蒲癸于北燕」・「燕簡公多嬖寵、欲去諸大夫、
而立其寵人、冬、燕大夫比以殺公之外嬖、公懼奔齊」・昭六（前五三

六)「齊侯遂伐北燕、將納簡公」・昭七(前五三五)「春、王正月、暨齊平、齊求之也、癸巳、齊侯次于號、燕人行成」・昭十二(前五三〇)「齊高偃納北燕伯款于唐」・定十(前五〇〇)「晋人遂殺涉佗、成何奔燕」。

(20) 吉本二〇〇五b。

(21) 吉本一九九八b。

(22) 林漢一九九四。

(23) 『公羊』宣十五「初稅畝、初者何、始也、稅畝者何、履畝而稅也、初稅畝、何以書、譏、何譏爾、譏始履畝而稅也、何譏乎始履畝而稅、古者什一而藉、古者曷為什一而藉、什一者、天下之中正也、多乎什一、大桀小桀、寡乎什一、大貉小貉、什一者、天下之中正也、什一行而頌声作矣」はこれを引用したものである。

(24) 吉本二〇〇五a。

(25) 吉本二〇〇七c。

(26) 『逸周書』王会およびそれに附載された伊尹朝献は『山海経』などを素材に編纂されたものと思われるが、「東胡」が王会で「北方台正東」、伊尹朝献で「正北」と、北方に置かれているのは『山海経』海内北経に属していたからであろう。

(27) 烏恩岳斯図二〇〇七。

(28) 烏恩岳斯図二〇〇七。

(29) 王立新二〇〇四。

(30) 星川清親一九八五・三五六。

(31) 『周礼』の成書については、山田崇仁二〇〇六を参照。

(32) 睡虎地秦簡『法律答問』一九五「可(何)謂人貉、謂人貉者、其子入養主之謂也、不入養主、当収、雖不養主而入量(糧)者、不収、

畀其主」の「人貉」を、睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇は、「貉隸」に類した北族出身奴隸の意味であるとする。この解釈が正しければ、この事例は秦地における「貉」(「貉」)の存在を証する材料となる。

(33) 吉本一九九八a。

(34) 東方の異族である「夷」と連ねた「夷貉(貉)」の称谓も出現する。

『管子』小称「雖夷貉之民、可化而使之愛」・『荀子』勸学「干越夷貉之子、生而同声、長而異俗、教使之然也」(『大戴礼』勸学は「干越戎貉之子、生而同声、長而異俗者、教使之然也」に作る)・『史記』日者列伝「夷貉不服不能撰」・『漢書』李広蘇建伝「是以名声暴於夷貉、威稜憚乎鄰国」。また『漢書』礼楽志「隅辟越遠、四貉咸服」は「四夷」の意味で「四貉」を用いている。

(35) 蒙文通一九五八。

(36) 吉本一九九八a・二〇〇八a。

(37) 吉本一九九八a・二〇〇四・二〇〇七a。なお大野圭介二〇〇五によれば顧頡剛「穆天子伝及其著作時代」(『文史哲』一九五一一)がつとに「穆天子伝」と秦趙始祖伝説・武靈王遠征との関連を論じているとのことである。

(38) 顧実一九三一。

(39) 楊寛一九九七・三六七。

(40) 小川琢治一九二九。

(41) 『竹書紀年』については、方詩銘・王修齡一九八一の編号を用いる。

(42) 内田吟風一九五三は、『穆天子伝』巻一「大戎□胡觴天子于当水之陽」・巻四「犬戎胡觴天子于雷首之阿」の「犬戎胡」の「胡」を民族名とするが、巻一「天子北征于犬戎」が単に「犬戎」と称すること

や、卷二「入于曹奴、「曹奴」之人戲觴天子于泮水之上」「□之人潛時觴天子于羽陵之上」・卷四「巨蒐之「人」落奴觴天子于焚留之山」「鄒伯絮觴天子于淶沢之上」など「觴天子」の前に族長の個人名を記す事例が頻見することから、「胡」もまた犬戎族長の名であると思われる。

(43) 吉本二〇〇二・二〇〇六b。

(44) 趙に関わる「胡」のうち「東胡」については吉本二〇〇八bに論じたので本稿では割愛する。

(45) 吉本二〇〇二・二〇〇六bにすでに指摘したが、その根拠の一つとして次の事例を指摘し得よう。趙策二「夫服者、所以便用也、礼者、所以便事也、…是故聖人苟可以利其民、不一其用、果可以便其事、不同其礼」は、更法「法者、所以愛民也、礼者、所以便事也、是以聖人苟可以強国、不法其故、苟可以利民、不循其礼」に対応するが、更法が「法」「礼」の対概念を用いるのに対し、趙策二は、更法の構文を利用しつつ「胡服」を論じるために、「服」「礼」という本来一對になりようのないものを無理に対にして不自然な行文となっている。

(46) 蔡邕「独断」「詔書者、…群臣有所奏請、尚書令奏之、下有「制曰」、天子答之曰「可」若「下某官云云」、…漢承秦法、群臣上書皆言「昧死言」。

(47) 吉本一九九六。

(48) 吉本一九九八b。

(49) 吉本一九九八a・二〇〇八a。

(50) 吉本二〇〇六b。

(51) 秦・趙・燕のいわゆる「北長城」については、中国社会科学院考古

研究所編二〇〇四・二七一〜二七四を見よ。長城の構築開始については『史記』匈奴列伝の記述が用いられている。

(52) 林漢一九九二・二〇〇三。

(53) 楊寬一九九七。王輝二〇〇〇は、「王五年、上郡疾造、…」の銘をもつ戈を秦惠文王後元五年(前三二〇)の製作とする。これに従えば、上郡の設置はさらに遡ることになる。

(54) 『史記』匈奴列伝「而晋北有林胡・楼煩之戎」の『史記索隱』に「如淳云、林胡即儋林、為李牧所滅也」、『史記正義』に「括地志云、朔州、春秋時北地也、如淳云、即澹林也、為李牧滅」とあり、『漢書』張馮汲鄭伝「破東胡、滅澹林」の注に「鄭氏曰、澹音擔石之擔、如淳曰、胡也、匈奴伝曰「晋北有澹林之胡・楼煩之戎也」、師古曰、澹音都甘反、又音談」とある。『漢書』匈奴伝は『史記』匈奴列伝と同じく「而晋北有林胡・楼煩之戎」に作る。「澹林之胡」は実際にそのように作る一本があつたのではなく、一つの解釈を示すものである。

(55) 『太平御覽』卷二百九十四／兵部二十五／示弱「戦国策曰、趙将李牧、常居代・雁門、備匈奴、以便宜置吏、市租皆輸入於幕府、為士卒費、日擊数牛饗士、習騎射、謹烽火、多間諜、厚遇戰士、為約曰、匈奴即入盜、急入收保、有敢捕虜者斬、匈奴每入、烽火謹、趣入收保、不敢戰、如是数歲、亦不亡失、然匈奴謂牧為怯、趙王讓牧、牧如故、王怒、使人代将、歲餘、匈奴每来、出戰、数不利、復遣牧、牧至、如故約、匈奴数来、無所得、終以為怯、边士日得賞賜而不用、皆願一戰、於是乃具選車、得千三百乘、選騎得万三千疋、百金之士五万人、毅弓弩者十万人、悉勒習戰、大縱畜牧、人衆滿野、匈奴小入、佯北不勝、以数千人委之、单于聞之、大喜、率衆来入、牧多为

奇陣、張左右翼擊、大破之、煞匈奴十餘萬騎、單于奔走、十餘歲不敢近邊也」。

(56) 張釈之馮唐列伝の『集解』に「徐広曰、澹、一作檐」、「索隱」に「澹、丁甘反。一本作檐檻」とある。現行本の「澹林」が二次的な改変に基づくことが了解されよう。

(57) 逆に、張釈之馮唐列伝の「遣選車千三百乘、毅騎万三千、百金之士十萬」は『戦国策』佚文「於是乃具選車、得千三百乘、選騎得万三千疋、百金之士五萬人、毅弓弩者十萬人」を引用したものであろう。「毅騎万三千」は「選騎得万三千匹」に「毅弓弩者」が錯簡し、「百金之士十萬」は「百金之士五萬人、毅弓弩者十萬人」から傍線部が脱簡しており、『戦国策』の先行を証する。

(58) 六国年表・匈奴列伝ともに「四十四縣」に作る。梁玉繩『史記志疑』は、「三十四」を誤とする。おそらくは合文「卅」が用いられなくなったのち、「卅」と誤写されたものであろう。

(59) 譚其驥一九八二b。

(60) 譚其驥一九八二a。

(61) 諸祖耿一九八二。

(62) 趙世家「燕尽齐之北地、去沙丘・鉅鹿斂三百里、韓之上党去邯鄲百里、燕・秦謀王之河山、間三百里而通矣、秦之上郡、近挺関、至於榆中者千五百里」。『戦国策』趙策一／趙兼天下且以伐秦は「今燕尽韓之河南、距沙丘、而至鉅鹿之界三百里、距於扞関、至於榆中千五百里」に作り、趙世家の傍線部相当部分を欠くが、趙世家が傍線部をわざわざ創作附加することは無意味というべく、趙策一の方の脱落と判断される。馬王堆帛書本(前一六八)二十一章も「今燕尽齐之河南、距沙丘巨鹿之圍三百里、距関北至於□□者千五百里」に

作る。前一六八年以前にあるテキストで脱落が発生し、帛書本・通行本の原資料がそのテキストの系譜を引き、趙世家の原資料が脱落以前のテキストの系譜を引くことを知る。

(63) 田広金・郭素新一九八六。

(64) 中国社会科学院考古研究所二〇〇四は、桃紅巴拉文化・毛慶溝文化の項目を立てる。三宅俊彦一九九九は西園類型を毛慶溝類型に含め、宮本一夫二〇〇〇第九章(オールドス青銅器文化の終焉)は、桃紅巴拉類型に含める。

(65) 馬利清二〇〇五・二七〇。

(66) 孫詒讓『墨子間詁』卷四／兼愛中第十五「北為防原泚、說文自部云「防、隄也」、周礼稲人云「以防止水」、原、亦水名、無考、畢云「泚、疑即雁門泚水也」、詒讓案、說文水部云「泚水、起鴈門後人成夫山、東北入海」、即噓池之原、此拳其原、下又詳其委也、注后之邸、畢說「注」屬上句、非、此与下「注五湖之処」、文例正同、后之邸、疑即職方氏并州沢藪之昭余祁也、爾雅积地十藪、燕有昭餘祁、积文引孫炎本、「祁」作「底」、「祁」「底」「邸」、並音近相通、「昭」作「后」者、疑省「昭」為「召」、又誤作「后」、「之」「余」音亦相転、漢書地理志「太原郡鄆九沢在北、是為昭余祁、并州藪、在今山西太原府祁縣東七里」、噓池之寶、職方氏「并州其川虜池」、鄭注云「虜池出函城」、案、漢書地理志亦作「虜池」、礼記礼器作「惡池」、注云「惡当為呼、声之誤也」、「噓」「呼」字同、戦国策秦韓中山策、並作「呼池」、畢云「即虜沱河、出今山西繁峙縣、古無「池」字、即沱異文、故此亦以池為沱也」、顧云「寶」即「瀆」字、周礼大宗伯注「四寶」、积文本亦作「瀆」、洒為底柱、洒与下文瀧同、当說所宜反、「底」当作「底」、禹貢「東至于底柱」、偽孔伝云「底柱、山名、河

水分流、包山而過、山見水中、若柱然、在西(饒)之界、一酒即謂分流也、畢云「說文云『灑、汎也』、洒假音字、水經云『砥柱山在河東大陽縣東河中』、括地志云『底柱山俗名三門山、硤石縣東北五十里黃河之中』、案、在今山西平陸縣東五十里、三門山東」、鑿為龍門、畢云「水經云『龍門山在河東皮氏縣西』、括地志云『龍門山在同州韓城縣北五十里』、山在今河津韓城二縣界」。

(67)

孫詒讓『墨子問詁』卷五／非攻中第十八「雖北者且不一著何、道藏本如此、畢本作『中山諸國』、云『四字旧作『且一不著何』五字、一本如此、史記趙世家云『惠文王三年滅中山、遷其王於膚施』、表作四年、元和郡縣志云『定州、戰國時為中山國、中山之地方五百里、城中有山、故曰中山』、今直隸定州是」、蘇云「中山之亡當魏文侯世、墨子与子夏子門人同時、此事猶当及見之、畢引史記趙惠文王三年滅中山、非是」、詒讓案、中山初滅於魏、後滅於趙、詳所染篇、然此「中山諸國」四字、乃後人肥改、実当作「且不著何」四字、旧本作「且一」、道藏本作「且不一」、並衍「一」字、「且」疑「祖」之借字、國語晉語「猷公田見翟祖之氣」、韋注云「翟祖、國名」、是也、不著何亦北胡國、周書王會篇云「不屠何青熊」、孔晁注云「不屠何、亦東北夷也」、管子小匡篇「敗胡貉、破屠何」、尹注云「屠何、東胡之先也」、劉恕通鑑外紀「周惠王三十三年、齊桓公救燕破屠何」、「屠何」著「声類同、不著何、即不屠何也、又王会伊尹猷令「正北有且略約胡」、且略、即此且、及左伝「翟祖」、「豹胡」、亦即不屠何、「豹」不、「胡」何」、並一声之転、不屠何、漢為徒何縣、屬遼西郡、故城在今奉天錦州府錦縣西北、祖、摠國語為晋猷公所滅、所在無考、其所以亡於燕・代・胡貉之間者、貉、貉之俗、詳兼愛中篇」。

(68)

馬利清二〇〇五・烏恩岳斯図二〇〇七。

(69)

毛慶溝文化については、これを樓煩に比定する説がむしろ有力だが、その根拠は、前漢の雁門郡樓煩縣の存在にある。しかしながら、樓煩縣は実のところ雁門郡の南端、句注山の西方にあり、趙襄子が句注山を越えて代を征服したころにはすでに趙の勢力圏にあつたはずである。従つて、このあたりに樓煩の原住地を求めることはできない。樓煩の原住地は、『史記』匈奴列伝「樓煩白羊河南王」の「河南」すなわちオルドスであり、桃紅巴拉文化を樓煩に比定すべきであろう。上掲の『史記』廉頗藺相如伝の記述で、代・雁門にあつた李牧が撃退した北族として、張枳之馮唐列伝「北逐单于、破東胡、滅澹林」には匈奴・東胡・澹林(林胡)だけが見え、樓煩が見えないこともこの推定を支持する。吉本二〇〇二・二〇〇六b参照。

(70)

白鳥庫吉一九七〇。

(71)

『呂氏春秋』不苟「秦國僻陋戎夷」・『史記』秦本紀「繆公怪之、問曰、中国以詩書礼樂法度為政、然尚時亂、今戎夷無此、何以為治、不亦難乎、由余笑曰、此乃中国所以乱也、夫自上聖黃帝作為礼樂法度、身以先之、僅以小治、及其後世、日以驕淫、阻法度之威、以責督於下、下罷極則以仁義怨望於上、上下交争怨而相篡弑、至於滅宗、皆以此類也、夫戎夷不然、上含淳德以遇其下、下懷忠信以事其上、一國之政猶一身之治、不知所以治、此真聖人之治也」・又「秦繆公攻地益國、東服彊晋、西霸戎夷、然不為諸侯盟主、亦宜哉」・匈奴列伝「武王伐紂而營雒邑、復居于酈鄙、放逐戎夷涇洛之北」など、「戎夷」は西方の異族を指す。『礼記』王制「中国戎夷、五方之民、皆有性也、不可推移」では四夷の汎称として用いられている。

(72)

『墨子』兼愛下「又有君大夫之遠使於巴越・齊・荆」。

(73)

『晏子春秋』内篇諫下／第一景公藉重而獄多欲託晏子晏子諫「今夫

胡貉戎狄之蕃狗也、多者十有餘、寡者五六、然不相害傷、…今君筭千鍾爵祿、而妄投之于左右、左右爭之、甚于胡狗、而公不知也」。「胡狗」の用法から漢代に降る可能性がある。また、『戦国策』秦策一／蘇秦始將連橫「蘇秦始將連橫說秦惠王曰、大王之國、西有巴・蜀・漢中之利、北有胡貉・代馬之用、南有巫山・黔中之限、東有肴・函之固」は「胡狗」と同様の獸類の稱謂として「胡貉」を用いている。

- (74) 『淮南子』齊俗訓「胡貉匈奴之國、縱體拖髮、箕倨反言、而國不亡者、未必無礼也」・『史記』天官書「中國於四海內則在東南、為陽、…其西北則胡貉月氏諸衣旃裘引弓之民、為陰、…太白主中國、而胡貉數侵掠」・范雎蔡沢列伝「賈有湯鑊之罪、請自屏於胡貉之地、唯君死生之」・李斯列伝「地非不広、又北逐胡貉、南定百越、以見秦之疆」・匈奴列伝「後百有餘年、趙襄子踰句注而破并代以臨胡貉」・『漢書』爰盎鼂錯傳「臣聞秦時北攻胡貉、築塞河上、…夫胡貉之地、積陰之處也」・揚雄傳「是以旃裘之王・胡貉之長、移珍來享、抗手稱臣」・『塩鉄論』復古「有司思師望之計、遂先帝之業、志在絶胡貉、擒单于、故未遑扣扇之義、而録拘儒之論」。なお『塩鉄論』論勇「況以吳・楚之士、舞利劍、蹶強弩、以与貉虜騁於中原、一人当百、不足道也、夫如此、則貉無交兵、力不支漢、其勢必降」の「貉」「貉虜」や、『説苑』權謀「晋文公伐衛、入郭、坐士令食、曰、今日必得大垣、公子慮僥而笑之、文公曰、奚笑、对曰、臣之妻婦、臣送之、反見桑者而助之。顧臣之妻則亦有送之者矣、文公懼、還師而婦、至国、而貉人攻其地」の「貉人」は「胡貉」から二次的に派生したものであらう。

- (75) 藏貊に関わる論考としては、那珂通世一八九三・白鳥庫吉一九一

二・一九三三・一九三四・一九三五・和田清一九四四・池内宏一九四七・三品彰英一九五三・芮逸夫一九五五・蒙文通一九五八・文崇一一九六〇などがあり、三上次男一九六六はこれらを包括的に整理している。近年の研究としては王建信一九九九などがある。

- (76) 那珂通世一八九三。夫餘は、『史記』貨殖列伝(下掲)に初見する。
(77) 白鳥庫吉一九三四「此の貊種の松花江流域に拠つたのを夫餘、鴨綠江域のを高句麗、朝鮮の咸鏡道のを沃沮、江原道のを藏貊と云つた」が最も有効であると考える。

- (78) 内藤湖南一九四四。

引用文献

【日文】

- 池内宏一九四七「修佳江流域の先住民と貊・藏貊・藏の称」、『満鮮史研究』上世第一冊、一五一〜一五九頁、吉川弘文館、一九五一。
内田吟風一九五三「匈奴源流考」、『北アジア史研究匈奴篇』二九〜八二頁、同朋舎、一九七五。
小川琢治一九二九「北支那の先秦蛮族」、『支那歴史地理研究統集』二二五〜二六三頁、弘文堂書房。
王建信一九九九「貊人と藏人」、『東北アジアの青銅器文化』一九九〜二二八頁、同成社。
大野圭介二〇〇五「『穆天子伝』研究序説」、『桃の会論集』三三・一三〜二一〇。
白川静一九六三「禽獸」、『金文通釈』卷一上、一〇三〜一二二頁、白鶴美術館、一九六四。

——一九六六「貉子齿」、『金文通釈』卷一下、八三〇～八四二頁、白鶴美術館。

白鳥庫吉一九二二「漢の朝鮮四郡疆域考」、白鳥庫吉一九八六a・二八七～三三八。

——一九三三「穢貊は果たして何民族と見做すべきか」、白鳥庫吉一九八六b・五三六～五三八。

——一九三四「濊貊民族の由来を述べて、夫餘高句麗及び百濟の起源に及ぶ」、白鳥庫吉一九八六a・五一五～五一八。

——一九三五「塞外民族」、白鳥庫吉一九八六b・四八五～五三五。

——一九七〇「支那本土周圉諸民族」、『白鳥庫吉全集』五、岩波書店。

白鳥庫吉一九八六c・五四九～七三九。

——一九八六a「朝鮮史研究」、岩波書店。

——一九八六b「塞外民族史研究」上、岩波書店。

——一九八六c「塞外民族史研究」下、岩波書店。

那珂通世一九九三「貉人考」、『外交釋史』八四～九八頁、岩波書店、一九五八。

内藤湖南一九四四「支那上古史」、『内藤湖南全集』一〇、一～三三九頁、筑摩書房、一九六九。

林已奈夫一九八四「殷周時代青銅器の総合的研究」殷周青銅器綜覧一一、吉川弘文館。

——一九八九「春秋戦国時代青銅器の研究」殷周青銅器綜覧三一、吉川弘文館。

星川清親一九八五「新編食用作物」(訂正第五版)、養賢堂。

三上次男一九六六「穢人とその民族的性格」、『古代東北アジア史研究』東北アジア史研究第二一三四九～三七七頁、吉川弘文館。

三品彰英一九五三「穢貊族小考」民族関係文献批判に因んで、『朝鮮学報』四二二～二八。

三宅俊彦一九九九「中国古代北方系青銅器の研究」、国学院大学大学院研究叢書文学研究科六。

宮本一夫二〇〇〇「中国古代北疆史の考古学的研究」、中国書店。

山田崇仁二〇〇六「周礼」の成書時期・地域について、『中国古代史論叢』三三九六～一五〇。

吉本道雅一九九六「史記原始」戦国期一、『立命館文学』五四七～一九

～五四。

——一九九八a「秦趙始祖伝説考」、『立命館東洋史学』二一～一～四

四。

——一九九八b「史記戦国紀年考」、『立命館文学』五五六～一～七六。

——二〇〇二(金啓琮訳)「匈奴初見考」、『愛新覚羅氏三代阿爾泰学論集』一九七～二一四頁、明善堂。

——二〇〇四「西周紀年考」、『立命館文学』五八六～五七～一八。

——二〇〇五a「孟子章次考」、『金啓琮先生逝世周年紀念文集』一三

二～一四九頁、東亜歴史文化研究会。

——二〇〇五b「中国先秦史の研究」、京都大学学術出版会。

——二〇〇六a「夏殷史と諸夏」、『中国古代史論叢』三三～一～三〇。

——二〇〇六b「史記匈奴列伝疏証」上古から冒頓单于まで一、『京

都大学文学部研究紀要』四五～三三～八三。

——二〇〇六c「中国戦国時代における「四夷」観念の成立」、『東ア

ジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究 ニューズレター』四

一一～一四。

——二〇〇七a「弱水考」、井上充幸・加藤雄三・森谷一樹編『オアシ

又地域史論叢—黑河流域二〇〇〇年の点描—」一—一七頁、松香堂。

——二〇〇七b「『左伝』と西周史」、『中国古代史論叢』四—一—四〇。

——二〇〇七c「山海経研究序説」、『京都大学文学部研究紀要』四六—二七—六八。

——二〇〇八a「戦国期の易姓革命説」、『中国古代史論叢』五—一—三二。

——二〇〇八b「東胡考」、『史林』九—一—九五—一五。

和田清一九四四「周代の蛮貊について」、『東洋学報』二九—三—四—三—一五—三三〇。

【中文】

方詩銘・王修齡一九八一『古本竹書紀年輯證』、上海古籍出版社。

顧実一九三一『穆天子伝西征講疏』、中国書店、一九九〇。

林漢一九九二「关于中国的匈奴族源的考古学研究」、林漢一九九八—三六八—三八六。

——一九九四「“燕亳”和“燕亳邦”小議」、林漢一九九八—一八四—一八九。

——一九九八『林漢學術文集』、中国大百科全书出版社。

——一九九九「説貊」、『史学集刊』一九九九—四—五三—六〇。

——二〇〇三「中国北方長城地带游牧文化带的形成過程」、『燕京学报』一四—九五—一四五。

馬利清二〇〇五『原匈奴、匈奴—歴史与文化的考古学探索—』、内蒙古大学出版社。

蒙文通一九五八『周秦少数民族研究』、龍門聯合書局。

芮逸夫一九五五『韓國古代民族考略』、『中韩文化論集』(二)三九—五〇。

頁、中華文化出版事業委員会。

睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社。

譚其驥一九八二a『中国歴史地図集』一、地図出版社。

——一九八二b『中国歴史地図集』五、地図出版社。

田広金・郭素新一九八六『鄂多斯式青銅器』、文物出版社。

王輝二〇〇〇『秦出土文獻編年』、新文豐出版公司。

王立新二〇〇四『遼西區夏至戰國時期文化格局与經濟形態的演進』、『考古学報』二〇〇四—三—二四三—二七〇。

汪繼培箋・彭沢校正一九七九『潜夫論箋』、中華書局。

文崇一一九六〇『藏貊民族文化及其史料』、『中央研究院民族学研究所集刊』五—二—一五—二四。

烏恩岳斯圖二〇〇七『北方草原考古学文化研究—青銅時代至早期鉄器時代—』、科学出版社。

楊寬一九九七『戰國史』(一九九七増訂版)、台湾商務印書館。

余永梁一九二七『堯誓年代考』、『古史辨』二—七五—八一、樸社、一九三〇。

中国社会科学院考古研究所編一九八四—九四『殷周金文集成』、文物出版社。

——二〇〇四『中国考古学两周卷』、中国社会科学出版社。

諸祖耿一九八二『戰国策集注彙考』、江蘇古籍出版社。